

近年増加している悪質商法の被害、あなたの協力で減らせます！

みんなでなくそう！



「悪質商法」 消費者トラブル

「身に覚えのない請求書が届いた」、「突然の訪問販売で、断り切れずに契約をさせられてしまった」、「大手ネットショッピングサイトを語る怪しいメールが届いた」など、多くの消費者トラブルの相談が寄せられています。悪質商法の手口は年々、巧妙化しています。十分注意し、もし周りに勧誘をうけた方がいれば、相談機関への相談を勧めてあげてください。

県内の相談件数（**3,189件** 令和3年度 福井県消費生活センター）のうち
約45%が高齢者の方からの相談です。

そのうち、特に相談件数が多いもの、近年増加傾向にあるもの

- ◆**定期購入トラブル**…お試しのつもりで商品を購入したら、定期購入だった。解約したいが、すぐには解約できず数回分購入しないと解約ができない。
- ◆**フィッシング詐欺**…送信者を詐称した電子メールを送り付けたり、偽の電子メールから偽のHPに接続させたりするなどの方法で、重要な個人情報を盗み出す行為。
- ◆**身分詐称(かたり詐欺)**…裁判所などの公的機関や大手企業などと身分を偽って、消費者を信用させて勧誘を行う手口
- ◆**無料商法**…「無料」であることを強調し、勧誘して申し込ませ、高額な代金を請求する商法
- ◆**ネガティブオプション**…商品を勝手に送りつけ、商品を受領したことで、支払義務があると勘違いさせて代金を支払わせようとする手口
- ◆**靈感商法(開運商法)**…「購入しなければ不幸になる」、「運勢が開ける」、「姓名判断をして…」などと言って、商品やサービス（祈祷、占い、ツボ、印鑑、等）を契約させる商法



このような悪質商法があったり、見かけたりしたら、すぐに契約せずに消費生活センター等へご相談ください

トラブル回避のポイント（周りの方にも教えてあげてください）

★悪質な勧誘を受けないために

- ・在宅中でも留守番電話に設定、訪問業者は家に入れない
- ・個人情報や安易に教えない
（アンケート、無料のスマホアプリやオンラインサービスの申込みにも注意）

★もし勧誘を受けてしまったら

- ・おいしい話には裏があると思って常に注意する
- ・いらぬものは「いりません！」ときっぱり断る
- ・契約前に契約書などをよく読み、その場で契約しない
- ・家族や友人、相談機関に相談する

もし被害にあってしまったら…

- ・最寄りの消費生活センター等相談機関にすぐに相談しましょう！
➔**消費者ホットライン188（いやや）**で最寄りの消費生活センターにつながります
- ・相談するタイミングが早ければ、早いほど解決の可能性が高くなります！
- ・また、クーリング・オフ制度も活用しましょう！



クーリング・オフ制度とは

- ・クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内であれば、違約金などを払うことなく契約を解除できる制度です。
- ・御不明な点は相談機関にご相談下さい。
※国民生活センター
(https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

国民生活センターHP
「クーリング・オフ」



ハガキ1枚で
簡単に解決できます！



困った時にはまず相談！

いやや
消費者ホットライン188へお電話を！

(最寄りの消費生活センターにつながります)



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1
(AOSSA 7階)

☎ 0776-22-1102

※相談受付 9:00~17:00(祝日・年末年始以外、土日も相談に応じます)

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112
(つばき回廊業務棟3階)(第3日曜は休館)

☎ 0770-52-7830

靈感商法・開運商法に関しては、

法テラス・靈感商法等対応ダイヤル ☎ 0120-005931

